

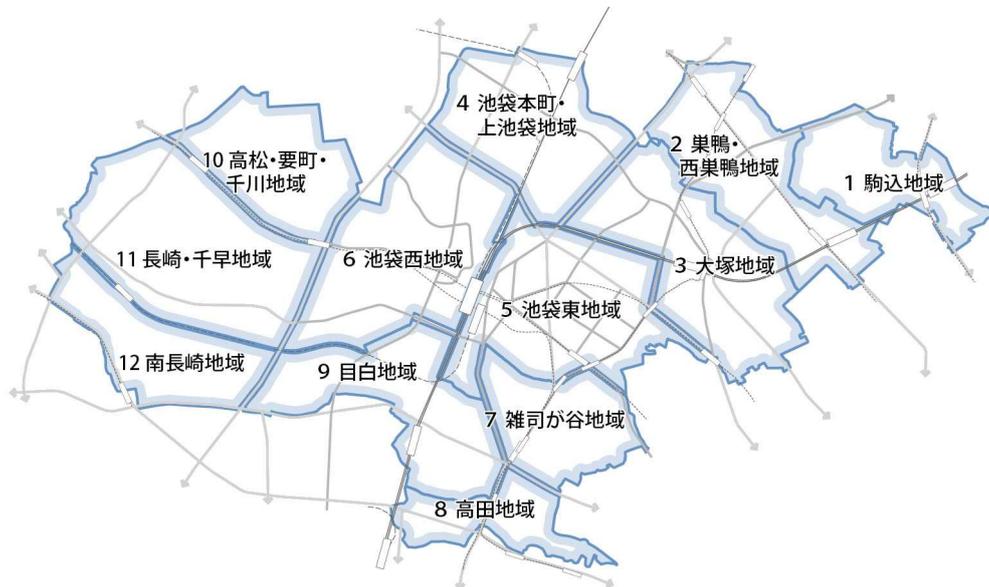
第6章

地域別まちづくり方針

第1 地域区分の基本的な考え方

都市づくりビジョンでは、地域の特性や資源を生かした個性あるまちづくりを実現するため、区内を12地区に区分し、全体構想で示した7つの都市づくり方針の視点から地域別まちづくり方針を示します。(図表126)

図表126 地域区分の設定



| 地域区分 | 対象町丁目 |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 駒込地域 | 駒込1丁目から7丁目 |
| 2 巣鴨・西巣鴨地域 | 巣鴨1丁目から5丁目、西巣鴨2丁目から4丁目 |
| 3 大塚地域 | 西巣鴨1丁目、北大塚1丁目から3丁目、南大塚1丁目から3丁目、上池袋1丁目 |
| 4 池袋本町・上池袋地域 | 上池袋2丁目から4丁目、池袋本町1丁目から4丁目 |
| 5 池袋東地域 | 上池袋2丁目の一部、東池袋1丁目から5丁目、南池袋1丁目・2丁目 |
| 6 池袋西地域 | 西池袋1丁目・3丁目から5丁目、池袋1丁目から4丁目 |
| 7 雑司が谷地域 | 南池袋3丁目から4丁目、雑司が谷1丁目から3丁目 |
| 8 高田地域 | 高田1丁目から3丁目 |
| 9 目白地域 | 西池袋2丁目、目白1丁目から5丁目 |
| 10 高松・要町・千川地域 | 高松1丁目から3丁目、要町1丁目から3丁目の一部、千川1丁目・2丁目 |
| 11 長崎・千早地域 | 長崎1丁目から6丁目、千早1丁目から4丁目、要町1丁目から3丁目の一部 |
| 12 南長崎地域 | 南長崎1丁目から6丁目 |